

藤枝市地方就職学生支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいい、条件不利地域を除く。以下同じ。）の大学又は大学院（以下「大学等」という。）を卒業又は修了した学生の市内への移住を伴う県内就職を支援するため、東京圏内の大学等を卒業又は修了して、市内に移住した又は移住する見込みの者に対し、予算の範囲内において、地方就職学生支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県地方就職学生支援事業実施要領（令和6年3月21日付け就労第384号通知）、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 静岡県内の企業等に就職した又は就職することが内定しており、卒業又は修了後に当該内定企業等に就職し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく藤枝市の住民基本台帳に登録し、生活の本拠を藤枝市へ移すことをいう。
- (2) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村をいう。

(支援対象者)

第3条 支援金の対象となる者は、次の各号の区分に応じ定める要件を満たす者とする。

- (1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウの要件を満たすこと。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 大学等の卒業又は修了年度において、東京都内に本部がある東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該

大学等を卒業若しくは修了している又はする見込みであること。

- (4) 大学等の卒業又は修了年度において、東京圏内(条件不利地域を除く。)に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (7) 藤枝市に移住したこと。ただし、在学中に申請する場合は、勤務地が静岡県内に所在する企業等に就職することが内定していること。
- (4) 申請時において、卒業又は修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。
- (9) 藤枝市に、申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に申請する場合は、卒業後に上記内定企業等に就職し、藤枝市に移住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (7) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (4) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- (9) その他市長が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げるア及びイの要件を満たすこと。

ア 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (7) 大学等を卒業又は修了した場合は、静岡県内に所在する企業等に第3条第1号ア(7)の要件を満たす大学等を卒業又は修了してから1年以内に就職していること。
- (4) 勤務地又は勤務予定地が静岡県内に所在すること。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営

業者、性風俗関連特殊業者、接待業務受託業者でないこと。

- (エ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- (カ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- (キ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- (イ) 静岡県内での勤務地限定型社員としての採用であること。ただし、在学中に申請する場合は、静岡県内での勤務地限定型社員としての採用予定であること。

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、勤務地が静岡県内に所在する企業等への就職活動に要した交通費の2分の1以内とし、5,940円を上限とする。

2 交付の回数は一人当たり1回を限度とする。

（交付の申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、別に定める日までに、交付申請書（第1号様式）及び誓約書兼同意書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書の写しその他の提示により本人確認できる書類の写し
- (2) 就業（内定）証明書（第3号様式）
- (3) 交通費の領収書
- (4) 卒業又は修了証明書。ただし、在学中に申請する場合は、在学証明書（卒業学年であることの確認ができるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・押印（大学の印）すること。）
- (5) 移住元の住所を確認できる資料
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 交付の決定に際して、次に掲げる事項を条件とする。

- (1) 支援金の返還要件に該当することとなった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (2) 支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び藤枝市から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

(交付の決定)

第7条 市長は、支援金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、支援金を交付することが適当であると認めるときは、交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第8条 申請者は、前条に規定する交付決定通知書を受け取った場合は、速やかに請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があった場合は、確定払いにより支援金を交付するものとする。

(実績報告)

第9条 実績報告書の提出は、藤枝市補助金等交付規則第12条ただし書の規定により省略する。

(交付決定通知書の再交付)

第10条 申請者が支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、交付決定通知書再交付願（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定通知書再交付の決定)

第11条 市長は、前条の再交付を認めたときは、交付決定通知書（再交付）（第7号様式）により交付するものとする。

(支援金の返還)

第12条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかの要件に該当すると認めた場合は、交付決定の全額又は一部を取消し、交付した支援金の全部又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 在学中に申請する場合は、申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合

ウ 在学中に申請する場合は、申請日から1年以内に藤枝市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に藤枝市に住民票がある場合を除く。）

エ 就業開始日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に第3条第2号の要件を満たした静岡県内の別の企業等に就業する場合を除く。）

オ 転入日（住民票を移さず転出していた者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）から3年未満に藤枝市から転出した場合

(2) 半額の返還

転入日（住民票を移さず転出していた者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）から3年以上5年以内に藤枝市から転出した場合

2 前項の規定による交付決定の取り消しにあっては、交付決定取消通知書（第8号様式）、支援金の返還にあっては返還請求書（第9号様式）によるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。